

萩原 忠芳 滑川市三穂町1716番地 倉本 富夫 滑川市中川原391番地 8	滑川加入区 滑川市一円の区域	滑川漁業協同組合に対し、漁船損害等補償法第 113条第 1 項の申出をする。
-------------------------------------------------	-------------------	----------------------------------------

富山県告示第427号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月 6 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和 6 年11月 6 日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 砺波小矢部線	砺波市狐島1005番から 砺波市狐島1005番まで	変更前		最大 18.0 最小 6.6	551.4	砺波土木 センター
	砺波市狐島74番 3 から 砺波市狐島1005番まで	変更後		最大 19.9 最小 10.3	551.4	

富山県告示第428号

土地改良区の定款変更の認可について

上野用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和 6 年10月29日認可した。

令和 6 年11月 6 日

富山県知事 新 田 八 朗

公 告

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年11月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する物件

物件番号	所在地	地積（実測）	地目	予定価格	入札保証金
1	富山市水橋畠等字花井 295番 175外1筆	1,196.69平方メートル	宅地	8,360,000円	836,000円
2	富山市八尾町小長谷字水沢2365番外18筆	9,428.76平方メートル	宅地	37,000,000円	3,700,000円

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者（詳細は、別に定める入札説明書及び入札心得書のとおり。）

3 入札説明書、入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 令和6年11月6日（水）から同年12月5日（木）までの間（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 場所 富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部管財課管理係

電話番号 076-444-3172 (直通)

また、令和6年11月6日(水)から同年12月5日(木)まで、富山県経営管理部管財課のホームページ(<https://www.pref.toyama.jp/1106/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/11/1106.html>)に掲載する。

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、令和6年12月5日(木)までに、入札説明書に定める申込書及び添付書類を、富山県経営管理部管財課へ持参(前記3の(1)の日時に限る)又は簡易書留で申し込むこと(簡易書留は、令和6年12月5日の消印有効とする)。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 物件番号1 令和6年12月12日(木) 午前10時から
物件番号2 令和6年12月12日(木) 午前10時30分から
- (2) 場所 富山市新総曲輪1番7号
富山県庁本館2階 211会議室

(3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付ける。

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により前記1の表に掲げる入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければならない。

7 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とする。

8 入札の無効

富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第94条及び入札心得書第7条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 契約の締結

落札者は、令和6年12月23日(月)までに契約を締結する必要がある。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属する。

10 契約書の作成の要否及び売買代金の支払方法

落札者は、県と落札物件に関する契約書の作成を行ったうえ、代金を知事が発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければならない。

11 用途の制限

- (1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から起算して5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができない。
- (2) 落札者は、売買物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができない。

12 現地説明の日時及び場所

- (1) 日時 物件番号1 令和6年11月22日（金）午後1時30分から
物件番号2 令和6年11月22日（金）午後3時30分から
- (2) 場所 売却物件の現地
- (3) 現地説明に参加しようとする者は、令和6年11月6日（水）から同年11月19日（火）午後5時15分までに、富山県電子申請サービス又は電話で申し込むこと。
- (4) 現地説明の参加申込みがなかった物件の現地説明は、実施しない。

13 その他

- (1) 現地説明を希望しない者が入札に参加した場合でも、現地説明における各種事項について、すべて了知しているものとみなす。
- (2) 県は、本件の入札結果及び契約内容（個人に関する情報を除く。）について、事後に公表する。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

14 問い合わせ先

富山市新総曲輪1番7号
富山県経営管理部管財課管理係
電話番号 076-444-3172（直通）

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月6日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
中新川郡上市町上条沖31番1及び31番2			富山市水橋開発277番地の11	旭鉄筋株式会社

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年11月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
氷見市島尾 924番1	田	1,164㎡
氷見市島尾 977番1	田	708㎡

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
島尾 924番 1	令和7年3月31日	5年	580円
島尾 977番 1	令和7年3月31日	10年	700円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年11月20日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階
富山県農林水産部農業経営課
(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和6年9月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年11月6日

富山県監査委員 山崎 宗良
富山県監査委員 亀山 彰
富山県監査委員 田中 篤人
富山県監査委員 高橋 正樹

1 県の機関**(1) 監査対象箇所****監査年月日**

農林水産部	新川農林振興センター	令和6年9月20日
同	富山農林振興センター	令和6年9月24日
同	砺波農林振興センター	令和6年9月10日
同	農林水産総合技術センター	令和6年9月24日
同	小矢部川ダム管理事務所	令和6年9月10日
土木部	砺波土木センター	令和6年9月27日
同	境川ダム管理事務所	令和6年9月27日
同	富山新港管理局	令和6年9月18日

(2) 監査対象年度

令和4年度及び令和5年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われて

いると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

＜＜注意事項＞＞

- ア 収入科目を誤っているものがあつた。
- イ 支払が遅延しているものがあつた。（2箇所）
- ウ 交通事故による損害が生じた。
- エ 施設管理事故による損害賠償があつた。
- オ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書に未整理のものがあつた。
- カ 財産に関する調書が提出されていなかった。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

監 査 年 月 日

公立大学法人富山県立大学	令和6年9月18日
社会福祉法人富山県社会福祉協議会	令和6年9月20日
医療法人社団紫蘭会	令和6年9月19日
公益社団法人富山県農林水産公社	令和6年9月12日
公益社団法人富山県畜産振興協会	令和6年9月12日

(2) 監査対象年度

令和5年度

(3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められた。

